

## 第 3 期愛知県障害福祉計画骨子イメージ(案)

### 第 3 期県障害福祉計画の策定における全般的留意事項

---

障害者自立支援法〔第五章障害福祉計画〕、国の基本指針（第 3 期用は未告示）に即すること

障害者自立支援法の改正事項を反映すること

当面、国が 2 月の会議で都道府県に示した「第 3 期障害福祉計画の考え方」を参考とすること

第 3 期障害福祉計画の国の基本方針案は、9 月頃に通知される予定

### 基本理念等

---

現基本指針の基本的理念・基本的考え方、計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う

### 計画期間

---

平成 24 年度～ 26 年度

障害者自立支援法の廃止、障害者総合福祉法(仮称)創設に伴う、計画期間中の見直しの可能性あり

### 地域生活移行についての数値目標の設定と取組施策

---

2 期計画の実績評価に基づき検討する

#### ■ 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本的考え方：以下の数値を基本としつつ、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

平成17年10月1日を基準時点、平成26年度末を終了時点として、3割以上が地域移行、1割以上入所者数を削減

◆県としては、これらの数値を基本としつつ、これまでの地域移行実績等や、真に入所が必要な者の数、地域における社会資源の整備状況の他、第 3 期に実施可能な施策の効果等を総合的に検討して、目標を設定する

## ■2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国が本年夏に考え方を提示する予定

◆県としては、その考え方を踏まえて目標を設定する

精神障害者地域移行支援特別対策事業による目標値は廃止

## ■3 福祉施設から一般就労への移行

国の基本的考え方：平成 17 年度の移行実績の 4 倍以上を基本に、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定

◆県としては、これまでの実績や第 3 期に実施可能な施策の効果等を総合的に検討して、目標を設定する

## 障害福祉サービスの見込量と確保策

---

基本的考え方は、現基本指針のとおり

旧体系施設が全て新体系に移行できるようサービス量を見込む

障害者自立支援法の改正により創設されるサービスの見込量の考え方は、後日、国より提示される

◆県としては、これらの事項を踏まえサービス見込量と確保策を設定する

## 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

---

基本的考え方は、現基本指針のとおり

地域の実情・ニーズと地域生活移行の目標値とを総合的に勘案して設定する

## 地域生活支援事業の実施に関する事項

---

成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

## 障害福祉圏域の現状とサービス見込量

---

西三河南部圏域を、2次医療圏に合わせて、東西に分割

圏域会議の実績評価

## ■障害者自立支援法(抜粋)

### (都道府県障害福祉計画)

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 二 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 三 第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 四 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
  - 五 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 六 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - 七 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 都道府県障害福祉計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第二十六条第一項の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

- 6 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### (基本指針)

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。